

令和4年1月1日(チェックイン分)より県民割プラスご利用時には
新型コロナワクチンの接種証明書等の確認が必要になります。

現住所を確認できる身分証明書

1. 公的機関が発行し宿泊者本人の氏名、住所の記載があるもの(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等)
2. 公共料金の支払い明細で、宿泊者本人の氏名、住所の記載があるもの(但し3か月以内のもの)
3. 宿泊者本人あての郵便物で、氏名、住所の記載があるもの(但し3か月以内のもの)



ワクチン接種済証明書

または

PCR検査等の陰性証明書

※原本ではなく、スマートフォン等で撮影した画像や、写し(コピー)の提示でも構いません。

※12歳未満のお子様の場合、同居する監護者(親等)が同行する場合は、接種済証明書等の提示は必要ありません

<ワクチン接種済証明書>

ワクチン接種済証明書とは…

- 新型コロナウイルスワクチン予防接種済証
- 新型コロナウイルスワクチン接種記録書
- 新型コロナウイルスワクチン接種証明書
が該当します。

<接種済証明書の条件>

- 2回目の接種日から14日以上経過**したもの
※数日間に渡る旅行や宿泊の場合は、旅行
および宿泊の初日が基準となります。
- 本人であること(身分証明書等で確認)
- 2回分のワクチンシール**が貼られていること
(予防接種済証または接種記録書の場合)

<PCR検査等の陰性証明書>

PCR検査または抗原定量検査、または抗原定性検査に
おける陰性証明(検査結果通知書)が必要です。

【注意】**検査費用は自己負担**となります。

【注意】PCR検査および抗原定量検査の有効期間は

3日間(検体採取日+3日)、

抗原定性検査の有効期間は1日間(検査日+1日)です。

<陰性証明書の条件>

- 旅行開始日において、有効期限が過ぎていないもの**
- 本人であること(身分証明書等で確認)
- 検査結果が陰性であること
- 検査方法が明記されていること
- 検査方法は、PCR検査または抗原定量検査、
または抗原定性検査のいずれかであること